

新宮市告示第 9 5 号

新宮市未熟児養育医療事業事務取扱要綱の一部を改正する告示

新宮市未熟児養育医療事業事務取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 4 日

新宮市長 上田 勝之

新宮市未熟児養育医療事業事務取扱要綱の一部を改正する告示

新宮市未熟児養育医療事業事務取扱要綱（平成25年新宮市告示第42号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(養育医療費の審査及び支払)	(養育医療費の審査及び支払)
第8条 診療報酬の請求、審査及び支払いについては、 <u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u> 及び和歌山県国民健康保険団体連合会に委託して行う。	第8条 診療報酬の請求、審査及び支払いについては、 <u>和歌山県社会保険診療報酬支払基金</u> 及び和歌山県国民健康保険団体連合会に委託して行う。

附 則

この告示は、令和8年10月1日から施行する。